

事務連絡

令和3年4月5日

短期入所事業所 施設長 各位

神戸市福祉局障害者支援課担当課長

(自立支援事業担当)

短期入所事業所における「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の一部廃止について

平素は、本市の障害者福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省より事務連絡が発出されております。（「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）（令和3年3月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」）

上記事務連絡について、下記のとおり取り扱いますので、よろしくお願いたします。

記

1. 廃止となる臨時的な取扱い

※厚生労働省事務連絡（第8報）（令和2年6月19日）別添から抜粋

II 短期入所における取扱い

短期入所のサービス提供において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際に、こまめに居室の消毒を実施することや、他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について、月に14日を上限に緊急短期入所受入加算を算定可能とする。

2. 廃止する内容

上記「短期入所における取扱い」による取扱いは、令和3年3月サービス提供分をもって廃止します。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間は変更の予定はありません。

担当

神戸市福祉局障害者支援課 自立支援給付・医療係

TEL:078-322-6352 FAX:078-322-6066